

訪問リハビリテーション運営規程

事業所名	社会医療法人栗山会 飯田病院附属仲ノ町診療所
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

（事業の目的）

第 1 条 社会医療法人栗山会飯田病院附属仲ノ町診療所が設置する、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）の事業について、訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し適切な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第 2 条 訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

具体的な方針は次のとおりとする。

- （1）地域医療機関との連携を図り、チームアプローチを実践する。
- （2）要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行うとともに自ら質の評価を行い、常にその改善に努める。
- （3）訪問リハビリテーションの実施により、利用者の自宅・地域でのQOL（生活の質）の向上を図る。

（事業所の名称等）

第 3 条 訪問リハビリテーションを行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 飯田病院附属仲ノ町診療所
- （2）所在地 長野県飯田市仲ノ町1丁目2番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 訪問リハビリテーションに勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、職員及び業務の一元的管理を行う。

(2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明する他職員の技術指導等にあたる。

(3) 理学療法士等 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

(2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分の間でサービスを提供する。

また、以下の場合、営業休日となる

年末年始(12月30日～1月3日)

業務上必要と思われる日

なお、休日については、事前に利用者、関係機関へ連絡をする。

(サービスの内容)

第6条 訪問リハビリテーションサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 訪問リハビリテーション指示のための診察

(2) 全身状態・病状の観察：血圧、脈拍、体温などの測定

(3) リハビリテーション：日常生活動作、家事、コミュニケーション等

(4) 身体機能の回復・維持

(5) 介護全般の相談

(6) 住宅改修アドバイス

(7) 福祉用具選定のアドバイス

(8) 介護者の心体面変化の観察

(訪問リハビリの実施)

第7条 (1) 主治医からの訪問リハビリテーション診療情報提供書及び介護支援専門員の居宅サービス提供計画書に沿って訪問リハビリテーションの実施を決定する。

(2) 訪問リハビリテーションの実施決定後、速やかに利用者の家庭を訪問し、利用者及びその家族の希望等総合的な状況を把握し、居宅サービス提供計画書の内容をふまえリハビリテーション実施計画書を作成する。

(3) リハビリテーション計画について、利用者およびその家族に十分説明し、同意を得たうえで訪問リハビリテーションの提供を行う。

(通常の事業実施地域)

第 8 条 通常の事業実施地域は、飯田市及び下伊那郡地域とする。
(根羽村・天龍村・大鹿村・阿南町・阿智村清内路を除く)

(緊急時における対応方法)

第 9 条 訪問リハビリテーション提供中に、利用者の病状の急変や緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、飯田病院附属仲ノ町診療所リハビリテーション部門責任者に報告し、指示を仰ぐものとする。

(記録・報告・評価)

第 10 条 (1) 訪問リハビリテーションの実施に関する記録を作成し、期間終了後 2 年間保管する。
(2) 利用者の状況について、リハビリテーション実施報告書をもって定期的に主治医に報告する。
(3) 定期的にリハビリテーション実施計画書を評価し、必要に応じて計画の変更や、次の訪問リハビリテーションサービスへの指標とする。

(利用料)

第 11 条 (1) 【訪問リハビリテーション重要事項説明書】に定めるとおりとする。
(2) 通常の事業実施区域を越えて行う場合は、交通費として 1 回につき 500 円徴収するものとする。

(苦情処理)

第 12 条 (1) 責任者は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報保護)

第 13 条 (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
(2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止のための指針の整備をする。
 - (4) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 (1) 社会医療法人栗山会は、理学療法士等の資質向上を図るための研修の実施と、常に業務体制の整備・充実に努める。
- (2) 理学療法士等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守する義務を負う。
 - (3) 理学療法士等は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規程する義務を負う。
 - (4) 正当な理由なくサービスの提供を拒むことはできない。但し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、他の事業者の紹介やその他必要な措置を講ずるものとする。
 - (5) 理学療法士等は、清潔の保持および健康状態について常に適切な管理を行うものとする。
 - (6) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人栗山会と飯田病院附属仲ノ町診療所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。
この規程は、令和6年6月1日から適用する。